



福岡医発第1528号(保)
平成15年11月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について

平成15年10月30日付厚生労働省告示第359号をもって薬価基準の一部が改正され、公布の日から適用された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、製薬会社の医薬品製造承認の承継に伴う薬事法上の販売名称の変更によるもので、新名称の医薬品「注射用ペニシリンGカリウム100万単位」が薬価基準の別表に第20部追補(16)として収載されたものです。

なお、旧名称の医薬品「結晶ペニシリンGカリウム「萬有」」については、今後、経過措置品目とされる予定です。

つきましては、今回の改正の内容について、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

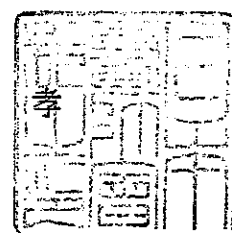
なお、本件につきましては、日本医師会雑誌12月1日号に掲載を予定されています。



日医発第 659 号 (保 116)
平成 15 年 11 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 15 年 10 月 30 日付厚生労働省告示第 359 号をもって薬価基準の一部が改正され、同日から適用されました。

今回の改正は、製薬会社の医薬品製造承認の承継に伴う薬事法上の販売名称の変更によるもので、新名称の医薬品「注射用ペニシリン G カリウム 100 万単位」が薬価基準の別表に第 20 部追補 (16) として収載されました。

なお、旧名称の医薬品「結晶ペニシリン G カリウム「萬有」」については、今後、経過措置品目とされる予定であります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月 1 日号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 15. 10. 30 第 3722 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について
(平 15. 10. 30 厚生労働省保険局医療課長事務連絡)





編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働三三九)

○厚生労働省告示第三百五十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成十四年厚生労働省告示第八十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年十月三十日

別表に第20部として次のように加える。

厚生労働大臣 坂口 力

品名	第20部注	剤形	単位	薬価
注射用ペニシリンGカリウム100万単位	(ち)	注射液	100万単位 1 瓶	262



事 務 連 絡
平成15年10月30日

地 方 社 会 保 険 事 務 局 長 殿
都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)
国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長 殿
都 道 府 県 老 人 医 療 主 管 部 (局)
老 人 医 療 主 管 課 (部) 長 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成14年厚生労働省告示第87号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成15年10月30日付厚生労働省告示第359号をもって改正され、公布の日から適用されたところであるが、その概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造承認の承継に伴い、注射薬1品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 5 1 3	3, 5 9 3	2, 0 2 2	4 4	1 2, 1 7 2

(参 考)

新医薬品一覧表

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価
1	注射薬	注射用ペニシリンGカリウム100万単位	ベンジルペニシリンカリウム	100万単位1瓶	262

※ 今回、「注射用ペニシリンGカリウム100万単位」が薬価基準へ収載されたことに伴い、既収載品目の「結晶ペニシリンGカリウム「萬有」」については、今後、経過措置品目とされる予定です。